

## 選挙運動用自動車燃料売買契約書

宮古市長選挙候補者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と、  
\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)とは、選挙運動に使用する自動車の燃料の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 この契約によって燃料の供給を受ける選挙運動用自動車は次のとおりとする。

- (1) 車種 \_\_\_\_\_
- (2) 自動車登録番号又は車両番号 \_\_\_\_\_

第2 甲が乙から購入する燃料の種類、売買単価及び見込数量は、次のとおりとする。

- (1) 燃料の種類 \_\_\_\_\_
- (2) 売買単価 1リットル当たり \_\_\_\_\_円 \_\_\_\_\_銭 (消費税及び地方消費税額を含む。)
- (3) 見込数量 \_\_\_\_\_ リットル  
(燃料供給見込代金 \_\_\_\_\_円 \_\_\_\_\_銭× \_\_\_\_\_リットル= \_\_\_\_\_円)

第3 契約期間は、令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日までとする。

第4 乙は、契約期間が終了した後に、この契約に係る燃料代金を甲に請求するものとする。ただし、甲が、宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例(平成28年宮古市条例第6号)(以下「宮古市選挙公営条例」という。)の規定に従い、手続きを行う場合は、公職選挙法第93条第1項の規定により、甲の供託物が市に帰属することとならない場合に限り、宮古市選挙公営条例に規定される金額を宮古市長に請求し、その残金を甲に請求するものとする。

第5 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

甲 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ (印)

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ (印)

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)